平成２１年（フ）第１１５号
福島県会津若松市七日町６番29号　Ｂ４、前住所福島県会津若松市石堂町11番35号　石堂マンション202号
債務者　金子　征江
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第３０２号
水戸市姫子１丁目806番地の６　姫子第２こばたけハイムＦ棟１－３号
債務者　小林　省三
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３１３号
茨城県ひたちなか市大字稲田1242番地１未陵マンション405号
債務者　木梨　　望
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第２１５号
金沢市土清水２丁目１番地　スプリング・ヒルズ302号室、従前の住所石川県河北郡津幡町字潟端れ70番地６
債務者　井上　由美（旧姓伊東）
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２３０号
石川県白山市相川町990番地６
債務者　古賀さつき
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２３７号
愛知県岩倉市大地町郷内26番地１　ＮＡマンション106号
債務者　丸小野和明
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１６６号
鳥取県鳥取市美萩野４丁目999番地25
債務者　吉田　智恵（旧姓宮西・野﨑）
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後２時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２００号
香川県綾歌郡綾川町萱原２番地14
債務者　吉田　　朗（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後２時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２６１号
香川県高松市木太町1848番地１　上枝ビル301
債務者　藤原　忠義
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２９号
香川県三豊市豊中町岡本1604番地
債務者　北岡　　徹
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２０年（フ）第１５９７号
福岡市早良区野芥５丁目13番３号
債務者　岩坂　元嗣
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第１５９８号
福岡市早良区野芥５丁目13番３号
債務者　岩坂　浩司
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第５８６号
福岡県宗像市日の里４丁目12番地12パークハイムⅡ101号
債務者　竹口　仁士
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第９２３号
福岡市博多区青木１丁目19番１―419号
債務者　松本美代子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１０１６号
福岡市中央区小笹４丁目１番13号
債務者　樋口　孝義
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１０１７号
福岡市中央区小笹４丁目１番13号
債務者　樋口　弘子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１０５９号
福岡県筑紫野市筑紫駅前通１丁目155番地２―602号
債務者　篠原　恵美
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部